

- おおあみしらさと -



社協だより

ささえあう 福祉できずく まちづくり

令和4年11月

No.195



10月のびよびよひろば（子育てひろば）では、ハロウィンにちなんで紙コップ・ビニール袋を使いストローで息を吹き込みふくらます「もこもこおばけ」を作りました。かわいいおばけを手にとり、お子さんたちは大喜びでお母さんやボランティアさんと遊びました。

子育て中のお母さん、ぜひ、子育てサロンに遊びに来てください。一緒に楽しい時間を過ごしましょう。



発行

社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会
(社会福祉法人 千葉県共同募金会大網白里市支会)

〒299-3251 千葉県大網白里市大網131-2 ☎0475-72-1995 FAX 0475-72-1996
E-mail: mail@oamishakyo.com ホームページ: <http://www.oamishakyo.com>

「日常生活自立支援事業」(愛称：すまいる) の紹介

日常生活自立支援事業とは、高齢の方や障がいをお持ちの方で、十分な判断ができない方などが地域で安心して生活できるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや、生活に必要な利用料などの支払い手続き、日常的な預貯金の出し入れや書類の管理など、手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるように、お手伝いします。この事業は、利用者本人との契約によりサービスの提供を行います。判断能力が著しく低下、契約が結べない方は、成年後見制度を利用することによりサービスの提供が行われます。

例えばこのような方に・・・

- * 福祉サービスの利用の仕方がわからない
- * 公共料金や家賃の支払い手続きをしてほしい。
- * 通帳や証書などをどこにしまったか忘れてしまう。

- ◎福祉サービス利用援助 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。
- ◎財産管理サービス お金の管理が心配な方のお金の出し入れをお手伝いします。
- ◎財産保全サービス 大切な財産・書類や印鑑をお預かりします。

対象者

- ・判断能力が不十分な方（高齢の方や障がいをお持ちの方等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

【費用について】 ※生活保護世帯は無料

【年会費】 年額 3,600 円 (月額 300 円)

【財産保全サービス】 年額 3,000 円 (月額 250 円)

【利用料】 1 時間 30 分未満 1,000 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満 1,500 円
以降 30 分ごとに 500 円加算

【利用者宅への往復に係る交通費】

30 分未満 無料

30 分以上 1 時間未満 500 円

1 時間以上 一律 1,000 円

※自宅から利用者宅もしくは社協への往復の移動時間。1 カ月間の合計時間

詳細は、「千葉県後見支援センターすまいる」のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

社会福祉協議会 ☎0475 (72) 1995

日常生活自立支援事業(愛称：すまいる) 生活支援員募集

上記の事業を支える「生活支援員」を募集します。支援計画に基づき、定期的に必要に応じたサービスを代行していただきます。

【募集要件】

- 生活支援員養成研修を受講できる方（千葉県社会福祉協議会主催）
- 普通自動車運転免許
 - ※現在、民生委員児童委員やホームヘルパーとして活動している方は登録できません。
 - ※地区ごとに登録者を募っておりますが、契約者の利用状況により登録のみが続くことがありますのでご理解願います。

【賃金】 支援時間 1 時間 14 分まで 1,000 円
以降 30 分ごとに 500 円加算

詳細は、「千葉県後見支援センターすまいる」のホームページをご覧ください。

問い合わせ

社会福祉協議会 ☎0475 (72) 1995



社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会職員募集

《募集内容》○業 務 事務局業務

○主な職務内容 地域福祉事業、在宅福祉事業、権利擁護関係事業、指定管理事業、総務・会計事務など

○募集人員 正規職員 若干名

《採用予定日》令和5年4月1日(金)

《応募資格》○昭和62年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業、または卒業見込みの方

※社会福祉士資格、社会福祉主事任用資格等福祉に係わる資格を取得、または令和5年3月末までに取得見込みであれば尚可

○普通自動車運転免許を取得している方、または令和5年3月末までに取得見込みの方

《受付期間》令和4年10月14日(金)から令和4年11月14日(月)*当日消印有効

《提出書類》書類(①から③は必須)を持参または簡易書留で郵送

①申込書(本会指定の申込書に写真を貼付し、受験票用写真を1枚添付してください。)

※申込書は、本会ホームページからダウンロードしてください。または配布しますので、本会の窓口まで取りにお越しください。

②卒業(見込)証明書 ③成績(見込)証明書 ④社会福祉士等の福祉関係の資格を取得している方は、資格証の写し ⑤普通自動車運転免許取得を取得している方は、運転免許証の写し

《選考日時等》◇第1次選考◇ 令和4年11月27日(日) 9時30分~14時30分

筆記試験(一般教養・事務適性・小論文(原稿用紙2枚程度))

◇第2次選考◇ 令和4年12月10日(土) 9時~(時間は別途指定)

口述試験(面接)

《選考会場》大網白里市福祉会館(大網白里市大網131-2・133合併1)

※詳細は本会ホームページをご覧ください。

問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会

〒299-3251 大網白里市大網131-2・133合併1

電話 0475-72-1995

介護支援ボランティアに登録しませんか

介護支援ボランティア制度は、活動を通じた高齢者の社会参加の奨励と、高齢者自身の介護予防を目的としています。65歳以上の方が市内の介護保険施設や病院等でボランティア活動を行うとポイントが得られ、そのポイントを最大5,000円(年額)の交付金と交換できます。

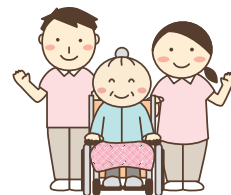
ボランティア活動への参加を希望する方は、社会福祉協議会にて登録研修を受けることができます。社会福祉協議会にご連絡ください。(個別・完全予約制)

会 場：大網白里市社会福祉協議会(大網131-2・133合併1)

内 容：制度の説明、ボランティア活動の留意点、ボランティア登録の受付

対 象 者：市内に住民登録のある65歳以上の方(市の介護保険第1号被保険者)

持 ち 物：介護保険証、印鑑、筆記用具



問い合わせ・申し込み

社会福祉協議会 ☎0475(72)1995

生活サポーター養成研修を開催します ~支え合い・助け合いのまちづくりの原動力~

少子・超高齢化社会を迎え、団塊世代が75歳以上となる2025年には介護サービスの担い手不足が心配されています。そこで、ヘルパー資格を必要とせず、地域にお住いの高齢者のちょっとした困り事、家事援助(買い物や掃除等)や送迎などの手助けをする生活サポーターの活躍が期待されています。

研修では、高齢者の生活支援に必要な基礎知識を身につけられます。また、実際に活動している事業所の方々のお話を聞いていただきます。余暇時間を使って地元で活躍してみたい方は、ぜひご参加ください。

日 時：令和4年11月29日(火) 9時30分~16時

令和4年12月6日(火) 9時30分~16時

会 場：中央公民館

内 容：介護予防・日常生活支援総合事業の概要、生活サポーターの理解、活動内容・生活支援の方法、

高齢者の身体的特徴、事業所紹介とサービス提供の実践について、各事業所の活動紹介など

対 象：市内に住民登録のある方で、2日間の研修に参加できる方

申込期限：令和4年11月22日(火)

問い合わせ・申し込み

社会福祉協議会 ☎0475(72)1995



各種資金貸付



比較的所得が少ない世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進をはかり、安定した生活を送れるように支援するために生活福祉資金の貸付制度の相談を行っています。

生活福祉資金貸付制度

他からの融資を受けられない所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障がい者（身体障害者手帳所持）、知的障がい者（療育手帳所持）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、千葉県社会福祉協議会が主体で市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。

「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。この制度の特徴は、資金の貸付と民生委員・社協の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行うことにあります。

● 資金の種類

| | | |
|------------|--|--|
| 総合支援資金 | 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる既定の条件に該当する世帯を対象とします。 | |
| | (1) 生活支援費 | 生活再建までに必要な生活費 |
| | (2) 住宅入居費 | 敷金、礼金等の住宅の入居手続きの際に必要な費用（引越し費用は一時生活再建費で貸付け。住宅支援給付の申請をしてからになります） |
| | (3) 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要な費用 |
| 福祉資金 | 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）を対象とします。 | |
| | (1) 福祉費 | 日常生活や自立した生活を送るために、一時的に必要と見込まれる費用 |
| | (2) 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に必要となる小額の費用 |
| 教育支援資金 | 低所得世帯の方が就学に際し必要となる資金の貸付を行っています。就学するご本人が借受人となっただけ、世帯の生計中心者が連帯借受人となっただけです。なお、受験料などの入学決定前に必要な費用は対象となりません。 | |
| | (1) 教育支援費 | 高校、専門学校、短大、大学で就学するために必要な授業料等の費用 |
| | (2) 就学支援 | 高校、専門学校、短大、大学に入学するために必要な入学金、制服・教材購入のための費用 |
| 不動産担保型生活資金 | 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として毎月の生活費を貸し付けます。 | |
| | (1) 不動産担保型生活資金 | |
| | (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | |



善意銀行資金貸付制度

この制度は、市社協が実施主体として運営しており、大網白里市にお住いの方で必要な資金の融通を他の機関から受けることが困難な低所得世帯へ緊急に必要となった少額の資金を一時的に融通し、生活の安定と自立更生の促進を図るための資金貸付です。

| 資金の種類 | 貸付限度額 | 償還期間 | 据置期間 | 備考 |
|----------|------------|--------|------|--------|
| 1. 家屋補修費 | 150,000円以内 | 30ヶ月以内 | 3ヶ月 | 家屋補修 |
| 2. 応急生活費 | 100,000円以内 | 20ヶ月以内 | 3ヶ月 | 不測の災害 |
| 3. 医療費 | 150,000円以内 | 30ヶ月以内 | 3ヶ月 | 疾病等の治療 |
| 4. 支度費 | 70,000円以内 | 14ヶ月以内 | 3ヶ月 | 就職・進学 |
| 5. 葬祭費 | 50,000円以内 | 10ヶ月以内 | 3ヶ月 | 葬祭 |
| 6. 出産費 | 100,000円以内 | 20ヶ月以内 | 3ヶ月 | 出産 |
| 7. その他 | 100,000円以内 | 20ヶ月以内 | 3ヶ月 | |

【貸付条件】

<借入申込人>大網白里市に住居登録し1年以上居住する20歳～65歳未満の成年者で、貸付後も転居しない方

<連帯保証人>借入申込人と世帯を別とした65歳未満で連帯責任を負うに足る資産、または安定した所得のある者。貸付後も転居しない方。場合によっては2名必要。

※借受申込人、連帯保証人どちらか一方がその世帯主として所有する土地及び家屋に居住しているものとする。

貸付制度に関する詳細等は、**まずはお電話でご相談ください。** 社会福祉協議会 ☎0475(72)1995